

諮問庁：国立研究開発法人日本医療研究開発機構

諮問日：令和5年1月31日（令和5年（独情）諮問第10号，同第14号及び同第15号）

答申日：令和6年3月25日（令和5年度（独情）答申第106号ないし同第108号）

事件名：特定発注番号に係る「注文書（兼 送信書）」の一部開示決定に関する件

特定試験に係る請負契約書の一部開示決定に関する件

知財コンサルテーション用資料作成（医工連携による医療ニーズの実用化に向けた特許探索・調査業務）に係る請負契約書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書15（以下，併せて「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした各決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，令和4年8月1日付け04医研開第2589号により国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求人すなわち開示請求者の請求内容

本件審査請求人すなわち開示請求者は，法人文書開示請求書を提出した。この法人文書開示請求書における「請求する法人文書の名称等」には別紙の2のとおり記載されている。

（2）法人文書開示決定通知書の記載内容

その後，法人文書開示決定書を受領した。

（3）法人文書開示決定通知書の記載内容の検討

しかし，上記開示決定は，不当かつ違法である。不開示部分は，公益性の観点から全て開示すべきである。

よって、法9条1項の規定に基づきなされた法人文書開示決定（04医研開第2589号・令和4年8月1日）を取り消すべきである旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 事案の概要

本事案は、令和4年6月20日付けで受け付けた、法人文書開示請求（受付番号04受第1866号）に係る案件である。

ア 開示請求

本請求の開示を求められた法人文書は別紙の2のとおりである。

イ 開示決定等

本請求を受け機構内で検討を行った結果、法5条各号に該当するため不開示とした箇所を除き、法9条1項により、令和4年8月1日付けで開示決定した。

本決定に基づき、令和4年8月2日付けで法人文書開示決定通知書（04医研開第2589号）を請求者に対して発出し、令和4年8月4日付けで請求者に届け済みとなったことが簡易書留の郵便履歴から判明しており、機構では当該開示決定について請求者が知った日を令和4年8月4日付けであるとした。

ウ 審査請求

行政不服審査法による審査請求書（審査請求の理由は「補日補充いたします。」）を令和4年11月4日付けで受け付けたのち（04受第3762号）、補正後の審査請求書を令和4年12月28日付けで受け付けた（04受第4633号）。同請求の趣旨及び理由は上記第2のとおりである。

エ 諮問

審査請求を受け機構内で検討を行った結果、不開示とした部分とその理由は、法人文書開示決定通知書の1（2）に記載のとおり法5条各号に基づいており、不当かつ違法にはあたらないと考えている。この判断について諮問させていただきたい。

(2) 本件対象文書の概要

法人文書開示決定通知（04医研開第2589号）により、請求者に対して開示決定を通知した法人文書の概要は以下のとおり。

ア 令和5年（独情）諮問第10号に係るもの

・ 件名

「注文書」

・ 作成理由

「特許出願の際の先行技術の調査」「導出先を考えるとときのライセ

ンス可能性調査，市場調査といった調査に基づくコンサルテーション」「アカデミックな研究の中ではなかなかしにくい，特許の実施例のための実験や，ネガティブなデータをあえて比較の為に集めるための実験の外注支援」の各事業遂行のための契約文書

- ・記載内容
契約及び契約内容

イ 令和5年（独情）諮問第14号に係るもの

- ・件名
「契約書」
- ・作成理由
「特許出願の際の先行技術の調査」「導出先を考えるとときのライセンス可能性調査，市場調査といった調査に基づくコンサルテーション」「アカデミックな研究の中ではなかなかしにくい，特許の実施例のための実験や，ネガティブなデータをあえて比較の為に集めるための実験の外注支援」の各事業遂行のための契約文書

- ・記載内容
契約及び契約内容

ウ 令和5年（独情）諮問第15号に係るもの

- ・件名
「契約書」及び「注文書」
- ・作成理由
「特許出願の際の先行技術の調査」「導出先を考えるとときのライセンス可能性調査，市場調査といった調査に基づくコンサルテーション」「アカデミックな研究の中ではなかなかしにくい，特許の実施例のための実験や，ネガティブなデータをあえて比較の為に集めるための実験の外注支援」の各事業遂行のための契約文書

- ・記載内容
契約及び契約内容

(3) 開示決定等の内容及びその理由

法5条各号に該当するため不開示とした箇所を除き，法9条1項により，令和4年8月1日付けで開示決定した。

(4) 審査請求人の主張

上記第2のとおり。

(5) 審査請求に対する検討及び結論

不開示とした部分とその理由は，法人文書開示決定通知書の1（2）に記載のとおり法5条各号に基づいており，開示決定は不当かつ違法には当たらない。原処分維持が適当である。

2 補充理由説明書

(1) 経緯等

令和5年(独情)諮問第10号,同第14号及び同第15号に係る原処分に対する審査請求の内容を踏まえ,改めて検討した結果,原処分のうち同第14号において不開示とした部分の一部を新たに開示することとし,不開示を維持する部分について,不開示理由を補充して説明する。

(2) 新たに開示する部分について

令和5年(独情)諮問第14号について,改めて検討した結果,別紙の3に掲げる部分について,開示することが可能な情報と認められることから,新たに開示する。

(3) 不開示を維持する部分の補充説明

法5条4号ホにより不開示としているのは,いずれも,知財コンサルティング事業の過程で得た,各研究機関が行っている研究及び出願を計画している特許等知財にかかる内容である。

調査対象技術や試験内容などの記述には,研究内容・技術の核心と考えられる内容が含まれており,また特許分類や関連広報,関連機関,対象国などの情報を統合すると技術の分野や内容についての類推を容易に行うことが可能である。

これらを公開することにより,研究機関が,目的とする知財を得られなくなったり,研究内容がライバル機関に漏れるなど多大な不利益を被る可能性がある。

その場合,機構との信頼関係が損なわれ,研究機関から研究開発情報を聴取することが困難となるなど,機構による知財コンサルティング事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり,法5条4号ホのみならず同号柱書きにも該当すると考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は,本件各諮問事件について,以下のとおり,併合し,調査審議を行った。

- ① 令和5年1月31日 諮問の受理(令和5年(独情)諮問第10号,同第14号及び同第15号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ③ 同年2月21日 審議(同上)
- ④ 同年11月30日 委員の交代に伴う所要の手続の実施,本件対象文書の見分及び審議(同上)
- ⑤ 令和6年2月7日 諮問庁から補充理由説明書を収受(同上)
- ⑥ 同年3月18日 令和5年(独情)諮問第10号,同第14号及び同第15号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

(1) 本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号、2号イ並びに4号ニ及びホに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示部分は全て公益性や本来開示が想定されている旨の理由で開示すべきとして、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、別紙の3に掲げる部分を新たに開示するとした上で、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については、不開示理由を追加した上で、不開示を維持すべきとしている。

よって、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) なお、当審査会において本件対象文書を見分したところ、文書5、文書7及び文書15において、受注者である法人の電話番号が塗抹されていると認められる。当該部分は、原処分の開示決定通知書において不開示部分として記載された「内線番号」に該当するとは認め難いことから、原処分において不開示とされていないと解するほかなく、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 法5条1号に該当するとして不開示を維持する部分は、機構職員の氏名、内線番号、メールアドレス及び印影並びに受注者である法人の担当者氏名、印影及びメールアドレスである。なお、内線番号は職員一人一人に付与される番号であって、特定の職員に紐付いており、特定の個人を識別することが可能である。

(イ) 当該部分に記載されている機構職員に係る情報については、機構ウェブサイトや独立行政法人国立印刷局編の職員録に掲載されておらず、受注者である法人の担当者に係る情報を公にする慣行も認められないことから、いずれも法5条1号に該当する。

イ 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該部分は法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、法5条1号ただし書イに該当しないとする上記ア（イ）の諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。さらに、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められず、当該部分は、いずれも個人識別部分であると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

ウ よって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不

開示とすることが妥当である。

(2) 法5条2号イ該当性について

ア 本件対象文書のうち、法5条2号イに該当するとして不開示を維持する部分は、契約相手方の法人に係る印影、見積書の内訳に当たる部分及び取引銀行口座に係る部分であると認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 契約相手方の法人に係る印影は、契約書等の記載内容が真正なものであることを示す認証的機能を有するものとして当該法人が使用した印であり、これを公にした場合、偽造等され悪用されることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(イ) 見積書の内訳は公表していない情報であり、当該情報は、契約相手方の法人がどの項目をいくらで行うかが分かるものであるところ、当該法人におけるコスト削減等営業上の努力、ノウハウ等によって算出された数値であり、秘匿されるべき法人の内部情報であるから、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(ウ) また、特定法人の取引銀行口座に係る情報は、契約相手方等の限られた者に対し知らされるものであり、みだりに外部に知らせるべき性格の情報ではなく、当該法人の内部管理情報であって、口座情報を基に悪用されることも考えられることから、これを公にすると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

ウ 上記イの諮問庁の説明は否定し難い。

よって、法5条2号イに該当するとして不開示を維持する部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

(3) 法5条4号柱書き該当性について

ア 補充理由説明書（上記第3の2）によると、本件対象文書のうち、原処分において法5条4号ホに該当するとして不開示とした部分は、新たに開示するとする部分を除き、同号柱書きにも該当するとのことである。

イ そこで、当審査会事務局職員をして、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 法5条4号柱書きにも該当するとして不開示を維持する部分には、知財コンサルティング事業の過程で得た、各研究機関が行っている研究及び出願を計画している特許等知財に係る内容が記載されて

おり、当該記載のうち、調査対象技術や試験内容などの記述は、研究内容・技術の核心と考えられる内容が含まれ、特許分類や関連広報、関連機関、対象国などの情報は、他の開示部分等の情報を統合すると、技術の分野や内容についての類推を容易に行うことが可能である。

(イ) 当該部分を公にすると、上記のように研究内容等が明らかとされ、当該研究機関が目的とする知財を得られなくなるなど多大な不利益を被るおそれがあり、これら不利益を懸念する研究機関から研究開発情報を聴取することが困難となるなど、機構による知財コンサルティング事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 上記イの諮問庁の説明は否定し難い。

よって、当該部分は、法5条4号柱書きに該当すると認められるので、同号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 法5条4号ニ該当性について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

法5条4号ニに該当するとして不開示を維持する部分は、機構が交わす各種契約書等の記載内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のある印影である。契約書への押印等の特定の事務等に限定して使用される、契約担当職印として管理しているものであり、これを公にした場合、偽造等され悪用されることにより、機構が行う契約に係る事務に関し、財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから法5条4号ニに該当する。

イ 上記諮問庁の説明は否定し難い。

よって、当該部分は法5条4号ニに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

3 付言

本件開示決定通知書の「(2) 不開示とした部分とその理由」の不開示とした理由欄には、いずれも各不開示条項の内容をそのまま引用したに等しい内容が書かれており、当該不開示事由に該当すると判断した理由や根拠を具体的に示しているとはいえない。原処分におけるこのような理由の提示は、原処分を取り消すまでには至らないものの、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ

並びに 4 号ニ及びホに該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁が、同条 1 号， 2 号イ並びに 4 号柱書き，ニ及びホに該当することからなお不開示とすべきとしている部分は，同条 1 号， 2 号イ並びに 4 号柱書き及びニに該当すると認められるので，同号ホについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当であると判断した。

(第 5 部会)

委員 藤谷俊之，委員 石川千晶，委員 磯部 哲

別紙

1 本件対象文書

- 文書1 注文書（兼 送信書）：発注番号2021-IR-00607
- 文書2 注文書（兼 送信書）：発注番号2021-IR-00608
- 文書3 注文書（兼 送信書）：発注番号2021-IR-00609
- 文書4 注文書（兼 送信書）：発注番号2021-IR-00630
- 文書5 注文書（兼 送信書）：発注番号2021-IR-00631
- 文書6 注文書（兼 送信書）：発注番号2021-IR-00644
- 文書7 注文書（兼 送信書）：発注番号2021-IR-00670
- 文書8 注文書（兼 送信書）：発注番号2021-IR-00690
- 文書9 特定試験に係る請負契約書
- 文書10 注文書（兼 送信書）：発注番号2022-IR-00141
- 文書11 令和4年度 知財コンサルテーション用資料作成（医工連携による医療ニーズの実用化に向けた特許探索・調査業務）に係る請負契約書
- 文書12 令和4年度 知財コンサルテーション用資料作成（導出先調査・医療機器）に係る請負契約書
- 文書13 令和4年度 知財コンサルテーション用資料作成（導出先調査・医薬品等）に係る請負契約書
- 文書14 令和4年度 知財コンサルテーション用資料作成（先行文献調査・医薬分野）に係る請負契約書
- 文書15 注文書（兼 送信書）：発注番号2022-IR-00278

2 法人文書開示請求書「1 請求する法人文書の名称等」の記載

「特定ニューズレター 特定号 特定講演」に関し、特定職員Aが講演しているが、この講演のなかで「特定記載」旨発言しているが、このなかの「特許出願の際の先行技術の調査」「導出先を考えるとときのライセンス可能性調査、市場調査といった調査に基づくコンサルテーション」「アカデミックな研究の中ではなかなかしにくい、特許の実施例のための実験や、ネガティブなデータをあえて比較の為に集めるための実験の外注支援」の各事業遂行のための外注先との契約書（契約金額100万円超）又は注文書（契約金額100万円以下）。（特定職員Aの後任として令和3年4月1日より、特定職員Bが国立研究開発法人AMED特定役職に就任しているが、特定職員BがAMED在任中（2021年4月1日～）のものに限る。）

（次の法人文書ファイルに格納されている法人文書。）

- ・令和3年度調達契約 少額⑥2021-IR-00601～2020-IR-00700
- ・令和3年度調達契約 契21-00100-005815（電子）

- ・令和4年度調達契約（紙）

3 諮問庁が新たに開示すべきとする部分

文書9のうち、試験の名称に係る以下の部分

- ・1頁目 請負契約書 第1条（1）件名・数量
- ・4頁目 調達仕様書 1. 件名